

認知症地域支援推進員の要件の緩和について

提案の概要

- 千葉県では、独自に認知症コーディネーターの養成を実施しているが、その役割の多くは認知症地域支援推進員と重複していると考えられる。地域支援事業で配置を義務づける認知症地域支援推進員の要件が、国の定めるものと限定されると、これまでの取組が活かされず、継続していくことが困難となるため要件の緩和を提案している。

厚生労働省としての考え方

- 認知症地域支援推進員については、認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師等であること又は「認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者として市町村が認めた者」であることが要件とされていることから、ご提案の認知症コーディネーターが認知症地域支援推進員の要件を満たすか否かは、市町村の判断となる。
- なお、提案の段階で指摘された要件緩和の対象である、「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者」は「認知症初期集中支援推進事業」に対する要件であり、今回提案されている事業の要件ではない。

◎介護保険法(平成9年法律第123号) 施行日:平成27年4月1日

(地域支援事業)

第百十五条の四十五

2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

六 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業

◎認知症地域支援推進員等設置事業

2 実施主体

市町村。ただし、実施主体は、事業の全部又は一部について市町村が適当と認める者に委託することができるものとする。

3 事業内容

(1) 実施体制

ア 推進員の配置

推進員は、地域包括支援センター、市町村本庁、認知症疾患医療センターなどに配置することとし、以下のいずれかの要件を満たす者を1人以上配置するものとする。

- ① 認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士
- ② 上記①以外で認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者として市町村が認めた者(例:准看護師・認知症介護指導者養成研修修了者等)

また、推進員は、国が実施する「認知症地域支援推進員研修」を受講するものとする。

◎認知症初期集中支援推進事業

イ 認知症初期集中支援チーム員の構成

認知症初期集中支援チーム員(以下「チーム員」という。)は、以下の①を満たす専門職2名以上、②を満たす専門医((3)イ④において単に「専門医」という。)1名の計3名以上の専門職にて編成する。

① 以下の要件をすべて満たす者2名以上とする。

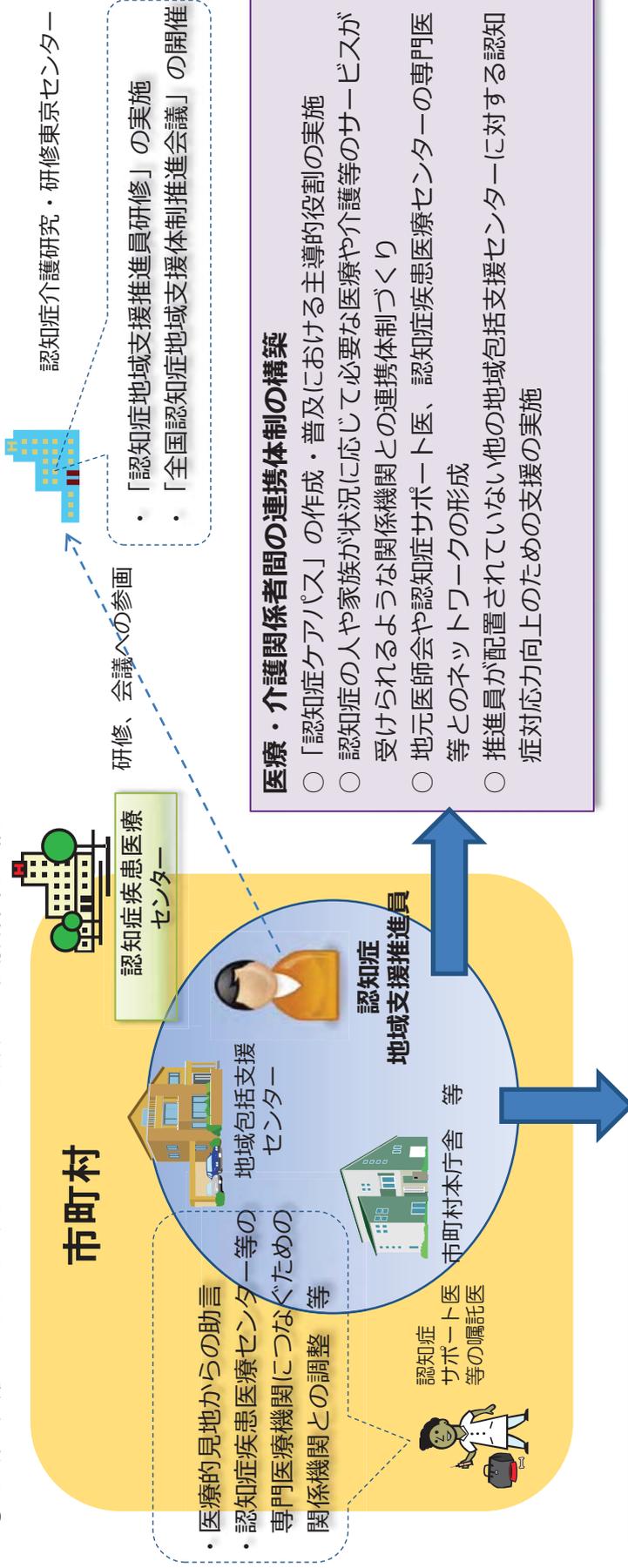
- ・ 「保健師、看護師、准看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士」等の医療保健福祉に関する国家資格を有する者
- ・ 認知症ケア実務経験3年以上又は在宅ケア実務経験3年以上を有する者
- ・ 国が別途定める「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講し、試験に合格した者

② 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ認知症サポート医である医師1名とする。

認知症地域支援推進員 設置事業（H26年度）

各市町村における「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」を推進するための旗振り役として、以下の取り組みを実施

- ① 地域の人の状態に応じて、適切なサービスが提供されるための医療・介護関係者間の連携体制の構築
- ② 地域の実状に応じた認知症とその家族への支援体制の構築



認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制の構築

- 認知症の人やその家族等から相談あった際、その知識・経験を活かした相談の実施
- 「認知症初期集中支援チーム」と連携を図り、状況に応じた必要なサービス提供できるよう関係機関をつなぐ
- 「認知症ケア向上推進事業」の各事業の実施のための調整
- ・ 病院・介護保険施設などでの認知症対応力向上の推進
- ・ 地域密着型サービス事業所、介護保険施設等での在宅生活継続のための相談・支援の推進
- ・ 認知症の人の家族に対する支援の推進 「認知症カフェ」等
- ・ 認知症ケアに携わる多職種協働研修の推進